

奈良県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年五月十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市丹生町七一六・七一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県環境森林部森林環境課及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）